

1) 浅漬業界の現状

需要と供給のバランス崩壊

発酵漬物（漬ける）から非発酵漬物（浸ける）への転換

6次産業化等からの容易な参入

2) 今回の事件は経営者が原因・・・

私も十分責任を感じております。

経営者が法令順守（コンプライアンス）の意識が欠如していた

食に関わる事業者は人命にも関わっている自覚と責任を持ってほしい

3) これからの課題

北海道漬物類組合の目指すところ

- ①経営者、管理者及び全従業員は衛生管理を徹底して、安全・安心な漬物を消費者に提供するための知識の向上と技術の確立を目指す
- ②漬物の安全・安心な製造工程と管理体制の確立を目指す
- ③漬物業界の社会的地位の向上を目指す

4) 最後にこれだけを徹底すれば事故は起きない

整理・整頓・清掃・洗浄・殺菌・しつけ・清潔

（日科技連出版社の書籍から）

北海道漬物類組合

【設立趣旨並びに目的】

この度、北海道内において、腸管出血性大腸菌による集団食中毒事件が発生し、100数十名の方が発症され、これまでに7人の方がお亡くなりになりました。この方々に対しまして衷心より哀悼の意を捧げますと共に、今もなお治療中の方々には、1日も早いご快復を願い、お見舞い申し上げます。

今回の腸管出血性大腸菌による集団食中毒事件の原因とされる食品が、道内漬物業者により製造された浅漬けであると判明した事から、安全・安心な漬物を供給するため、製造工程における衛生管理の徹底と確認を行ない、その情報提供と共有を図り、二度とこのような痛ましい事件を起こさないという意を決した企業が、連携に向けて一堂に会し、本準備会を発足させ、本日の設立総会開催の運びとなりました。

ここに至る迄に、種々ご指導下さいました農林水産省様、北海道様、(社)北海道食品産業協議会様に感謝を申し上げます。

さて、本組合の目的とする処は、わが国古来の伝統食品である特産・名産漬物を継承し、その存在意義を広く伝えて、消費者啓蒙をはじめとする漬物類の需要拡大・製造技術向上・人材育成等に努めると共に、時代にニーズに応え、食材の正しい処理方法に基づく安全で安心のできる漬物を創出するなど、国民の食生活に貢献するという使命を担い、特に、近年の飽食時代に対応した健康志向の漬物類作りに研鑽を重ねることを目的としております。

以上の目的を達成するために、関連する行政機関の指導を得、また、関係団体や同業者間の連携を図り、漬物類製造企業が一丸となって努力して参りますので、倍旧のご指導・ご支援を賜りますよう、御願い申し上げます。

北海道漬物類組合 規約

第1章 総則

(名 称)

第 1 条 本組織は、北海道漬物組合（以下「本組合」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本組合は事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本組合は、わが国古来の伝統食品である特産・名産漬物を継承し、その存在意義を広く伝えて、消費者啓蒙をはじめとする漬物類の需要基盤の拡大・製造技術の向上・人材育成に努めると共に、時代のニーズに応え、食材の正しい処理方法に基づき、安全で安心できる漬物を創出するなど、国民の食生活に貢献するという使命を担い、特に近年の飽食時代に対応して健康志向の漬物類作りに研鑽を重ねる事を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本組合は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 漬物類の安全な製造体制確立の支援
- (2) 漬物類の需要創出支援
- (3) 地域ブランド食品開発の支援
- (4) 漬物類に係る技術力強化及び人材育成支援
- (5) 漬物類に係る消費者ニーズの把握と消費者への正しい情報提供
- (6) 漬物類を介した、他組織との様々な連携の推進
- (7) 必要に応じて、行政機関等に対して、意見の具申・要請
- (8) その他、本組合の目的達成のために必要な事項の決定及び実施

第3章 会員

(会 員)

第 5 条 本組合の会員は、第3条に記された目的に賛同する、主に北海道内で漬物類製造企業・団体・個人、技術指導を行う機関ならびに自治体とする。

(入 会)

第 6 条 本組合に加入しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。なお、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(退 会)

第 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会希望を会長宛に文書にて提出し、受理されたとき
- (2) 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡もしくは失踪宣告を受け、または会員である企業・団体等が消滅したとき
- (4) 2年を超えて会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会に於いて3分の2以上の議決に基づき、除名することが出来る。この場合に於いて、当該会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 組合の規定もしくは総会の議決に違反したとき
- (2) 組合の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき

第4章 総会

(構 成)

第 10 条 総会はすべての会員をもって構成する。

(権 限)

第 11 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 入会の基準並びに会費の金額
- (4) 会員の除名
- (5) 規約の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前号各号に定めるもののほか、この規約で定められた本組合の事業運営に関する重要事項

(開 催)

第 12 条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 13 条 総会は会長が招集する。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、第18条第8項の規定により、副会長が招集する。

(議 長)

第 14 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議 決 権)

第 15 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 16 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

(議 事 録)

第 17 条 総会の議事については議事録を作成する。

第 5 章 役員等

(役員 の 配 置)

第 18 条 本組合に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 2 名 |
| 専務理事 | 1 名 |
| 理 事 | 6 名 |
| 監 事 | 2 名 |
- (2) 会長並びに副会長は、理事をもって充てる。
- (3) 監事の 1 名については、(社)北海道食品産業協議会の監事をもって充てる。
- (4) 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (5) 補充により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- (6) 理事及び監事は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (7) 会長は、本組合を代表し、会務を総括する。
- (8) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けたる時は、その職務を代行する。
- (9) 専務理事は会長及び副会長を補佐し、この組合の業務を執行する。
- (10) 監事は、次に掲げる職務を行う。
- 1) 会計を監査すること。
 - 2) 本組合の業務執行状況を監査すること。
 - 3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、または召集すること。

(解 任)

第 19 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合において、当該理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他、理事として相応しくない行為があると認められるとき

第6章 理事会

(理事会の設置)

第 20 条 本組合に理事会を置く。

- (1) 理事会の構成員は、会長、副会長、専務理事、理事、監事、事務局長とする。
- (2) 本組合理事会の議長は、理事会開催の都度、会長が行うものとする。
- (3) 理事会には、必要に応じ、専門部会等を設けることができる。

(理事会の業務)

第 21 条

- (1) 本組合の種々の事業の企画検討及び事業評価を行なう。
- (2) 本組合の活動に際して、業務が円滑に進むよう、対外折衝を行なう。
- (3) 本組合の諸活動についてのPRの要となる。
- (4) 会費の活用がより効果的且つ適正に行われるよう管理監督を行なう。

(開 催)

第 22 条 理事会は年3回開催するほか、会長が必要と認めた場合に開催することができる。

(招 集)

第 23 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、第18条第8項の規定により、副会長が招集する。

(決 議)

第 24 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席をもって成立し、決議は、出席した理事の過半数をもって行う。

(議 事 録)

第 25 条 理事会の議事については議事録を作成する。

第7章 会計

(会 計)

第 26 条 本組合の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

第8章 顧問・技術顧問

(種 類)

第 27 条 本組合には、顧問、技術顧問を置くことができる。顧問は、必要に応じて会長、理事会に対して意見を具申する。

- (1) 顧問、技術顧問の選任及び運営は、理事会の定めるところによる。
- (2) 顧問、技術顧問の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第9章 事務局

(事 務 局)

第 28 条 本組合の事務局は（社）北海道食品産業協議会内に置く。なお、事務局の組織及び運営等に関しては、理事会の定めるところによる。

第10章 雑則

(雑 則)

第 29 条 この規約に定めのない事項については、理事会に於いて定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は平成24年9月25日から施行する。
- 2 この規約は平成24年〇〇月〇〇日から施行する。